

富山県朝日町 導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

全国的に生産年齢人口の減少が進むなかで、朝日町も少子化と若者の人口流出が進み、高齢化率は富山県内で最も高くなっている。朝日町における事業所数・従業員数は、ともに減少傾向にあり、地域の雇用とそれを支える産業の縮小が進んでいる。

特に朝日町における主業種である製造業についても、小規模な事業者が多くを占め、勤労世代の流出の抑制と流入の促進を図るため、地場企業の競争力の強化と雇用機会を創出する施策の展開が望まれる。

このことを踏まえ、平成28年度策定の朝日町第5次総合計画では、U I Jターンを含む移住・定住を促進するとともに、特に若年層の雇用を創出し、地域経済の活性化、歳入増加を図るため、企業誘致を積極的に推進していくことが示されているが、平成29年から令和4年にかけて、町が所有する工業団地の敷地を購入する企業が相次ぎ、所有敷地が完売したほか、令和5年度から6年度にかけ新たな場所での進出希望企業が現れるなど、今後の地域産業の基盤強化に向けて明るい兆しが見えたところである。

このような状況をさらに発展させていくためにも、既存企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、魅力ある企業を支援していくことは、喫緊の課題であると考える。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、第5次朝日町総合計画の実現に向けて、さらなる経済発展を成し遂げることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画における対象設備は、多様な産業の設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、区域に偏りなく広く中小企業の生産性向上を実現するため、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種について、朝日町では、工業分野では製造業が主業種であるものの、基幹産業である農業を中心とした農林水産業やサービス業など多様な産業が地域の経済・雇用を支えており、これら各産業で広く中小企業の生産性向上を実現するため、全業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化など、多種・多様である。したがって、本計画においては、労働生産性向上が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。